

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約工事名

淀川左岸流域下水道 渚水みらいセンター

汚水ポンプ逆止弁外補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、渚水みらいセンターに設置されている汚水ポンプ逆止弁ほかの補修を行うものです。

本機器は、安定した下水処理を行ううえで重要な機器であるが、経年劣化による不具合が発生しているため、補修工事を実施するものです。

本機器は、株式会社森田鉄工所が設計・製作したものであり、本工事を施工するには、設計・製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、補修に伴う交換部品及び熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では施工できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのは株式会社森田鉄工所以外になく、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社大阪営業支店と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。